

第5編 火山災害対策編

口永良部島における火山災害対策

第1節 防災環境

第1 火山活動史

本町域内にある口永良部島は、長径（西北西～東南東）12km、最大幅 5km のひょうたん形の島。古い火山体である西部の番屋ヶ峰と現在まで活動を続けている島の中央部から東部を構成する新岳・古岳・野池山などの火山体からなる。最近 10,000 年間の噴火は古岳・新岳・鉢窪火山で発生している。古岳南西～南東山麓には複数の安山岩質溶岩流が確認でき、7,300 年前より新しいと考えられる。この溶岩流を覆う火砕流堆積帯は、古岳山頂火口を囲む火砕丘に連続しており、小林・他（2002）では、この堆積物中の木炭から約 200 年前の放射年代測定値を得ている。このことから、古岳火口では数百年前まで火砕流を伴う噴火が発生していたと考えられる。

新岳は古岳の北西に開いた崩壊地形内に成長し、新岳山頂部を構成する火砕丘は火山角礫層からなり、火山弾や冷却節理を持つ岩塊を多く含む。また、複数火山灰層を確認できることから、古岳あるいは新岳で過去 1,000 年以内に複数回の爆発的なマグマ噴火があったと考えられる。

記録に残る最も古い噴火は天保 12（1841）年である。

最近 200 年は爆発的な活動が多く、天保 12（1841）年、昭和 8（1933）年には噴出岩塊によって死傷者が出ている。また、1931 年には、西山麓にある向江浜へ土石流が流れ込み、多くの家屋に被害が生じている。また、新岳西側の溶岩流（新岳から流出）は新しい地形を残しており、今後溶岩を流出する可能性もある。

平成 26（2014）年 8 月 3 日に 34 年ぶりに噴火が発生し、台風の接近もあり島民の一部が自主的に島外避難する事態となった。また、平成 27（2015）年 5 月 29 日には爆発的噴火が発生し、火砕流が向江浜の海上まで達した。このため噴火警戒レベル 5 の噴火警報が発表され、全島民が約 7 ヶ月の間避難することとなった。

第2 社会条件（←H30年2月末現在）

口永良部島は、人口 114 人で、このうち 65 歳以上の人口が 47 人（41%）と高齢化が進んでいる。集落は島全体に分散しているが、人口の大部分は役場出張所のある本村に集中しており、前田、新村、田代、寝待、湯向といった集落に残りの世帯が分布している。

口永良部島へは屋久島宮之浦から町営船「フェリー太陽」（499 t、平成 9 年 6 月就航）が 1 時間 40 分で連絡している。避難港は、定期船が就航する口永良部漁港（第 4 種漁港、400 t 級船舶接岸可能）の他に湯向港及び岩屋泊がある。湯向港は港湾整備により、平成 14 年に 400 t 級の船舶が接岸可能となった。南風時の避難港となる岩屋泊は、港湾施設はないが“はしけ”を使っての上陸は可能である。

また、航空機ではヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約 30 分で到着する。

町道はコンクリート舗装が完了し、島南東部の新期火山体を一周する林道も平成 6 年に開通、平成 16 年にコンクリート舗装が完了した。

島内には宿泊施設が 8 軒あり、88 人まで収容することができる。来島者の多くは釣り客、温泉客等で、寝待地区には湯治客が滞在している。

第3 火山噴火災害危険区域予測図

1 噴火の場所、規模、様式

口永良部島では、天保12(1841)年の記録に残る最古の噴火以来、現在まで10回以上の噴火あるいは異常が記録されているが、それ以前の噴火についての文書記録は残っていない。そこで、過去の噴火の記録の他に、噴出物の分布等を参考にすると、想定される噴火の場所及び規模、様式は次のとおりである。

想定噴火

場 所	新岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	火砕流・溶岩流を伴う爆発的な噴火、水蒸気爆発

2 災害要因の検討

口永良部島で考えられる火山の災害要因は次のとおりである。

想定される火山災害要因

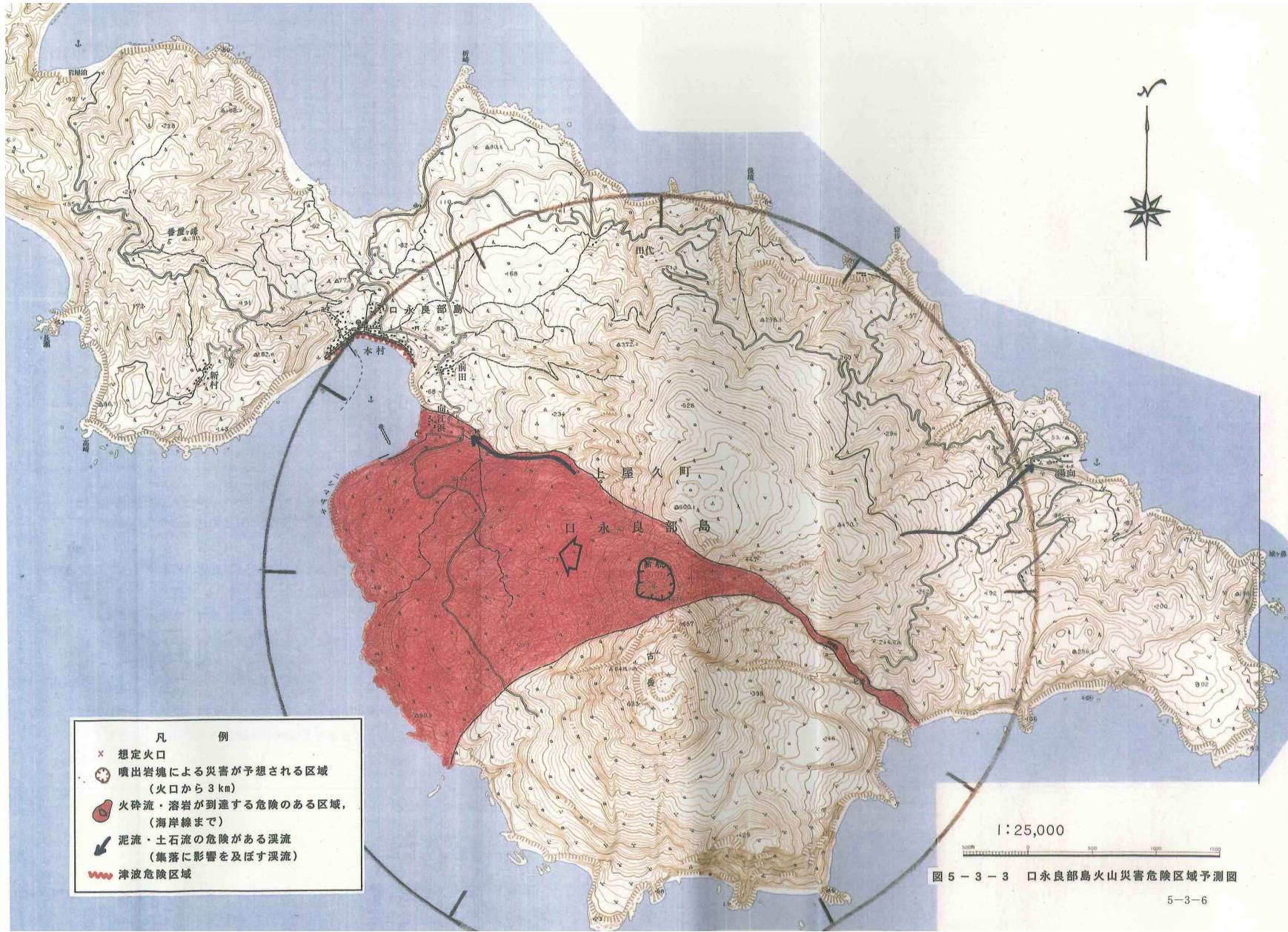
災害要因	噴出岩塊	降下火砕物*	火砕流	溶岩流	泥流・土石流	火山ガス*	山体崩壊	津波
危険度	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生の注意を要する

*：気象条件によって影響を受ける

3 火山噴火災害危険区域予測図

新岳において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域は次の図のとおりである。



また、新岳において規模の大きい噴火が発生した場合に想定される被害は次のとおりである。

(1) 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約3kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。本村、前田、向江浜、田代、寝待等の集落に落下する危険がある。

また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

(2) 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、危険区域を図示していないが、口永良部島周辺の上層の風は西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火災が発生することもある。

(3) 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が北西側に流れ出した場合、向江浜及び前田に到達する可能性がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

(4) 泥流・土石流

噴火に伴って、新岳、古岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

泥流・土石流が発生した場合、向江浜、湯向に到達する可能性がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

(5) 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

(6) 山体崩壊

新岳、古岳等の口永良部島東部の火山体は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

(7) 津波

新岳火口から西側に向かって何らかの理由で土砂が急速に流れ下り、海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

第2節 災害予防

第1 火山災害に強い地域づくり

口永良部島には、現在約130人余の住民が本村をはじめ7つの集落で生活している。島の東部には新岳の火山があり、北西部を除いて島の大部分が噴出岩塊による災害が予想される危険区域に該当し、住民が多く生活している集落は、噴火時に泥流、土石流の危険性に見舞われることが予想される。また、各集落をつなぐ町道は、噴火時に通行不能となる可能性もある。

町は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるためには、島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内の避難施設となる堅牢な退避所や、避難所、避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート、港等である。

なお、口永良部島における退避壕、避難経路などの防災情報を図示すると次のとおりである。

口永良部島防災情報図



凡 例			
	大物釣りポイント		避難所
	温泉		避難ルート(噴火)
	民宿		避難ルート(津波)
	観光ポイント(山)		ガソリンスタンド
	観光ポイント(海)		郵便局
	トイレ		警戒区域①(噴火警戒レベル3)
	トイレ		警戒区域②(噴火警戒レベル2)

※警戒区域は火山活動状況に応じて変動しますので、最新の噴火警戒レベルと警戒区域の範囲をご確認ください。

1 火山災害予防計画の基本目標

(1) 口永良部島の火山に対する知識の普及及び啓発

町は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め、多くの人々に火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、町や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

(2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進

町は、火山ガス・洪水・土石流・地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と、降下火砕物・火砕流・溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から、人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

(3) 防災組織力の向上

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう、防災組織力の向上を図る。

(4) 噴火予知にかかわる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。町は、火山観測を進めている関係機関と随時連絡を取るとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

2 火山災害に強い地域づくり

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。町は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路・港の整備に努める。

(1) 火山災害に強い地域づくり

町は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 主要交通・通信機能の強化

町及び関係機関は火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。また、港やヘリポートからの島外避難を原則とするため各住家から港やヘリポートまでの避難路の整備を図る。

(3) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 町及び関係機関は、火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れたうえで整備する等、指導・誘導を行う。

イ 町及び関係機関は、地震計・ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

(4) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

口永良部島では島外避難を原則としている。このため、町及び関係機関は火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路・避難港・ヘリポートの整備に努めるものとする。

(5) 退避舎・退避壕の整備

町は、火山防災マップに基づき、噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や退避壕を整備するよう努める。

(6) 防災拠点の整備

ア 町は、口永良部島の火山災害の場合は、屋久島が上陸避難地とされていることを考慮し、行政・医療・福祉・避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校・病院・福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置する。

(7) 公共施設等の安全性確保

町は、不特定多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

3 基本的事項

火山活動に関する情報や住民の対応等を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 噴火警報等の伝達

火山で異常な現象が生じた際、人々の間で多くの情報が錯綜したり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、町は地域住民・自主防災組織・老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ウ 温泉客等に対する避難誘導體制の整備

口永良部島には温泉客や釣り客などの宿泊客がみられる。町は、町営船の船内、口永良部漁港等において、火山防災マップ等を掲示するなどして、観光客等へ火山の特性や規制箇所を周知する。また、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、利用客に火山防災マップ等の掲示や口頭での声かけなどを行い火山の特性を周知する他、発災時の避難誘導に関わる計画を作成し訓練を行うものとする。

(3) 観光客等の安全確保対策

口永良部島に訪れる登山者や観光客等（以下「観光客等」という。）においては、活火山法第11条第2項に規定される「登山者の努力義務」を念頭において上で、口永良部島が活火山であることを認識し、その危険性を十分に理解してもらう必要がある。

特に活火山（新岳及び古岳等）への登山は、突然の噴火等の一定のリスクがあり、新岳火口からは、有毒な火山ガスも噴出しており、濃度の高い火山ガスを吸うと生命の危険もあることなどから、行政における対策について記載する。

ア 観光客等への周知・啓発

町は、火山防災マップをフェリーや待合所、宿泊施設等へ常置又は掲示することにより口永良部島で想定される火山現象、噴火警戒レベル、噴火した際の避難場所、避難経路、避難手段などについて、観光客等への周知・啓発を図る。

また、外国人観光客の安全確保を図るため、多言語表記の火山防災マップやパンフレッ

ト等についても作成するよう努める。

気象台からの火山の活動状況に関する情報については、県、町、関係機関におけるホームページへの掲載等を活用した情報発信を行う。

イ 入山者の把握及び入山規制の措置

町は、新岳及び古岳への登山者について、フェリー乗船時(入島時)における目的確認や登山届の周知・啓発等によって把握できるよう努める。

また町は、火山活動の活発化等により入山を規制すべき場合は、気象台の示す警戒範囲等を基に関係機関と連携し、入山規制に必要な措置及び周知を行う。

ウ 情報伝達手段の整備

町は、噴火警報等の通報に係わる事項を観光客等、その他公私団体へも伝達する。

情報伝達の手段については、防災行政無線や緊急速報メール、宿泊施設等の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら多様化が図れるよう努める。

エ その他警戒避難に関する事項

観光客等の安全確保を図るため、必要に応じて次の対策を講じる。

- ・退避壕・退避舎等の充実について、必要に応じて火山防災協議会等にて検討。
- ・救助関係機関においては、火山ガス測定器やガスマスク等の配備に努める。

(4) 即時の情報伝達が困難な区域への対策

ア 即時の情報伝達困難な区域の特定

町は、防災行政無線の届かない地域や携帯電話等の電波が届かない区域をあらかじめ特定する。

イ 即時の情報伝達困難な区域の事前周知

町は、即時の情報伝達困難な区域を、火山防災マップ等に記載し、住民や宿泊客等への事前の周知を行う。

〈事前周知を行う場所〉

- ・町営船乗船口
- ・町営船内
- ・宿泊施設

ウ 即時の情報伝達困難な区域における周知

町は、即時の情報伝達困難な区域の入口等において、看板等を設置し、住民や宿泊客等へ周知する。

4 情報収集と連絡体制

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と、気象台の発表する噴火予報・警報、火山の状況に関する解説情報に大きく区分される。

詳細は、本章第3節第2「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」のとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

(1) 災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

町は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは直ちに災害対策本部を設置すると同時に、機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員・連絡員の指定

町は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収

集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進するものとする。

イ 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が、円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

町及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

- a 停電対策
- b 情報通信施設の危険分散
- c 通信の多ルート化
- d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
- e デジタル化の促進

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 町防災行政無線の拡充・整備

町は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

ウ 非常通信体制の整備等

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ 平常時の運用・管理

町は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては次の点を十分考慮する。

(ア) 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

(イ) 災害に強い伝送路の構築

有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

(ウ) 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

(エ) 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）

- a あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。
- b 関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- c 非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

(オ) 移動通信系の活用体制

災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

(カ) 画像伝送無線システムの活用

災害対策本部等は、県によるヘリコプターテレビシステム等により収集された被災現場の情報を活用する。

(キ) 災害時優先電話等の効果的活用

N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

(ク) 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

(ケ) 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

5 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

ア 非常参集体制の整備及び訓練

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、噴火警戒レベルごとに参集基準を明確にし、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について必要に応じて要領（マニュアル）等の修正を行い、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

イ 応急活動マニュアルの作成及び訓練

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 相互応援協定の締結

町は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等（指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共団体・公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

イ 消防相互応援体制の整備

町は、消防の応援について、協定に基づき消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

ウ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

町は、関係機関相互の応援が円滑に行えるようヘリポート等の救援活動拠点を確保する。

(3) 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行う。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な以下の事項について整備しておく。

ア 連絡手続きマニュアルの作成

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

イ 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と、日頃から情報交換や訓練等を通して連絡体制の整備を図る。

(4) 防災中枢機能等の確保・充実

ア 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧・飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

イ 自家発電設備等の整備

町は、保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

6 救助・救急、医療及び消火活動関係

町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

町は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

災害時にDMAT及び救護班の派遣が必要と判断するときは、出動を要請する。

① DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

② DMATの出動

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

③ DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

(平成30年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	2
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2

④ 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

ア 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

イ 救護班の編成

1. 国立病院機構の職員による救護班
2. 公立・公的医療機関の職員による救護班
3. 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
4. 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班

ウ 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
熊毛郡歯科医師会	宮之浦197（あらき歯科医院内）	0997-42-2248	1

(3) 消防活動関係

ア 消防水利の多様化の推進

町は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

町は、平常時から熊毛地区消防組合、町消防団及び自主防災組織等、相互の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

ウ 消防団の活性化の促進

町は、地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

エ 林野火災への対応

熱い火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

7 緊急輸送活動関係

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握しておく。また、火山災害や火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

(2) 自動車による輸送手段の確保

災害応急対策で使用するべき町の所有する車両等は、事前届出を行っておく。また、災害時には、車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業者・トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

(3) 輸送施設の整備

ア 道路の整備

町は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送路をあらかじめ指定しておく。また、火山噴火による災害時に道路確保を実施する路線をあらかじめ定めておき、平素から装備・資機材の整備を行う。

イ 港湾・漁港の整備

火山噴火に伴い、危険が切迫している場合の島外脱出では、災害に強い港湾施設が必要である。

港湾・漁港の管理者は、平常時より口永良部漁港・湯向港に避難用船舶が安全に停泊できるように、港の整備充実を図っておく。

なお、岩屋泊には港湾施設はないものの、南風時には“はしけ”により上陸可能なので、そのための必要な整備に努める。

ウ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不可能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害において降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

町は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図り、利用についてあらかじめ協議しておく等、所用の措置を講じるものとする。

(4) 業者との協定の締結

ア 建設業者との協定の締結

町は、発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

イ 運送事業者との協定の締結

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

8 避難収容活動関係

(1) 避難所

ア 避難所の選定・指定

町は、公園・学校・公民館等公共の施設等を対象に、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定にあたっては地域の人口・避難圏域の広さ・地形・災害に対する安全性等に配慮し、必要な数・規模の避難所をその管理者の同意を得たうえであらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。避難所として指定された施設については、必要に応じ換気・照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるよう設備の整備に努める。

イ 避難所に必要な施設・設備及び備蓄品

町は、避難所における貯水槽・井戸・仮設トイレ・マット・通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。更にテレビ・ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、指定された避難所又はその近傍で、食糧・水・非常用電源・常備薬・炊き出し用具・毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

ウ 避難所の運営管理

町は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(2) 避難体制の準備

ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握

町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

イ 観光客等の把握

乗船券や宿泊者名簿等を活用するなどして、島外から訪れる観光客等を把握し、円滑に避難誘導を行う体制を構築しておく。

ウ 避難誘導責任者

避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。

エ 収容班長

避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。

オ 事前に準備すべき資料

収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

(3) 避難に際し住民のとりべき措置

町は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し普段から徹底を図る。

ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどすること。

イ 避難するときはヘルメット・靴・防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。

オ 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

(4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

町は、避難が円滑に行われるよう、あらかじめ避難に必要な車両・船舶・ヘリコプター等の所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

(5) 応急仮設住宅設置の事前準備

町は、建設業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

なお、学校の用地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

9 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係

(1) 備蓄場所の体系的整備

町は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧・飲料水及び医療品等生活必需品、並びに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

(2) 調達物資の内容と調達量の調査

町は、下記の物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

食糧	乾パン・サバイバルフーズ・アルファ化米・精米・即席めん・おにぎり・弁当・パン・缶詰・育児用調製粉乳
生活必需品	下着・毛布・作業衣・タオル・運動靴・石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨・マッチ・ロウソク・エンジン発電機・卓上コンロ・ボンベ・鍋・釜・包丁

10 施設・設備の応急・復旧活動関係

(1) 必要とする資機材の整備

町は、所管する施設・設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

(2) ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提としてあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

11 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(1) 多様な情報手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

(2) 情報発信の恒常性の確保

町及び放送事業者等は、火山災害に関する情報及び被災者に対する次のような生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

ア 生活に必要なサービスや物資の提供、配付に関すること。

(いつ・どこで・何を・どうするか)

イ 交通状況・医療施設の案内等

12 二次災害の防止活動関係

町は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録活用のための施策等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

13 地域・職場等の防災訓練実施指導

町は、地域・職場・学校等が自発的に防災訓練できるよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

14 災害復旧・復興への備え

(1) 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍・建物・権利関係・施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

なお、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図・基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに、資料の滅失を回避するため複製等の措置を講じる。

(2) 復興対策の研究

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、事業者の自立復興支援施策、

復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策について検討する。

第2 住民の防災活動の促進

町は、本計画により口永良部島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災行動力の向上を図る。具体的な対策については、第2編第1章第16節～第21節「住民の防災活動の促進」に準ずる。

第3 避難の安全確保

(1) 避難集結地の徹底

町の広報や標識等により、あらかじめ避難集結地を提示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は広報車等で知らせる。

(2) 輸送手段の確保

ア 港湾・漁港施設の整備

悪条件下においてもできるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した口永良部漁港、湯向港の整備を行うように努める。

イ 船舶・航空機等の確保

輸送手段の確保は概ね次のとおりとし、関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化を図るよう、日頃から連携を図っておく。

(ア) 町営船の活用

(イ) 漁船等の活用

(ウ) 民間船舶等の活用

(エ) 海上保安庁・自衛隊（船舶・航空機等）の活用

ウ 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画を立てる等の準備を行うよう努める。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策

ア 残留者の確認

イ 避難施設の設置、堅牢化

ウ 食料、飲料水、生活物資等の確保

(4) 島内の避難路の安全確保

ア 待避壕の維持管理及び増備

イ 誘導施設、指示標識の事前設置

ウ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

(5) 照明施設の整備

夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、必要箇所に設置する。

第4 新岳及び古岳登山における安全確保対策

(1) 町は、新岳周辺における危険要因を住民及び観光客に周知する。

(2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

なお、立入禁止の規制は、「噴火警戒レベル2」で火口から半径1km以内、「噴火警戒レベル3」で火口から半径2km以内の区域とする。

第5 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために町は県を通じて、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

第3節 災害応急対策計画

第1 災害発生直前の対応

1 火山災害に関する情報の伝達

(1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

ア 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は、次により情報を通報する。

異 常 発 見 者 (住 民 等)	
1次通報先	↓
<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島町総務課【代表 TEL：0997-43-5900 FAX：0997-43-5905】 	
①	消防交通係 (自宅)
	消防交通係 (自宅)
②	補佐 (自宅)
③	総務課長 (自宅)
④	副町長 (自宅)
<ul style="list-style-type: none"> ・熊毛地区消防組合屋久島北分遣所 (直通 0997-42-1558) 	
①	所長 (自宅)
<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島町口永良部出張所 (直通 0997-49-2100) 	
①	出張所 係長 (自宅)
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団幹部 	
①	団長 (自宅)
②	副団長 (自宅)
③	副団長 (自宅)
2次通報先	↓
屋久島町長	(自宅)
総務課長	(自宅)
3次通報先	↓
熊毛支庁屋久島事務所	0997-46-2211・2198
県危機管理防災課	099-286-2256 (直通) 099-286-5519 (FAX)
第十管区海上保安本部	099-250-9801
屋久島警察署	0997-46-2110
鹿児島地方气象台	099-250-9916
京都大学防災研究所附属 火山活動研究センター	099-293-2058
日赤鹿児島支部	099-252-0600 099-258-7037 (FAX)
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111
陸上自衛隊第12普通科連隊	昼間:0995-46-0350(内線237) 夜間:0995-46-0350(内線302)
町営船 フェリー太陽	090-3023-2603
(三島村総務課)	099-222-3141
(十島村総務課)	099-222-2101

イ 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民等からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

(ア) 顕著な地形の変化

- a 山・がけ等の崩壊
- b 地割れ
- c 土地の隆起・沈降等
- d 海岸線の変動

(イ) 噴気・噴煙の異常

- a 噴気口・火口の拡大、位置の移動、新たな発生等
- b 噴気・噴煙の量の増減
- c 噴気・噴煙の色、臭気・温度・昇華物等の異常

(ウ) 湧泉の異常

- a 新しい湧泉の発見
- b 既存湧泉の枯渇
- c 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等

(エ) 顕著な地温の上昇

- a 地熱地帯の拡大・移動
- b 地熱による草木の立ち枯れ等
- c 動物の異常挙動

(オ) 海水・湖沼・河川の異常

- a 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- b 軽石・死魚の浮上
- c 泡の発生

(カ) 有感地震の発生及び群発

(キ) 鳴動の発生

ウ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町役場・出張所の職員、消防組合職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

(ア) 発生の事実（発生又は確認時刻・異常現象の状況・通報者）

(イ) 発生場所

(ウ) 発生による影響（住民・動植物・施設への影響）

(2) 火山情報の発表と伝達及び通報

ア 噴火予報及び噴火警報の発表基準

(ア) 噴火警戒レベル5（避難）

居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため、住民等の避難が必要と認める場合に福岡管区气象台が噴火警報を用いて発表。

(イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）

居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）ため、住民等の避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要と認める場合に福岡管区气象台が噴火警報を用いて発表。

(ウ) 噴火警戒レベル 3 (入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報（略称：火口周辺警報）を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報（略称：火口周辺警報）を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル 1 (平常)

火山活動は静穏であるが、火山現象や観測データに変化が認められる状態にあるため、火山活動状況の周知が必要と認める場合、又はレベル 1 に変更した場合に福岡管区気象台が噴火予報を用いて発表。

(カ) 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報の発表は、噴火警報等の補完及び火山性地震の発生回数など火山の状況を解説する等必要と認めるときに、福岡管区気象台が行うものとする。

(3) 火山情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、火山の情報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

ア 関係地方公共団体の機関

イ 関係警察機関

ウ 報道機関

エ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関

(4) 噴火警報に関する町における措置

町長は、屋久島町地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、町長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

2 警戒区域の設定・避難勧告等

町長は、噴火警報等が発表された場合、口永良部島火山防災連絡会等における検討内容や関係機関の助言等を参考に、あらかじめ定めてある対象地域に避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な指示、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 町の実施する避難措置

ア 避難勧告等の発令

町長は、基準に従って避難勧告等を発令する。

イ その他の避難

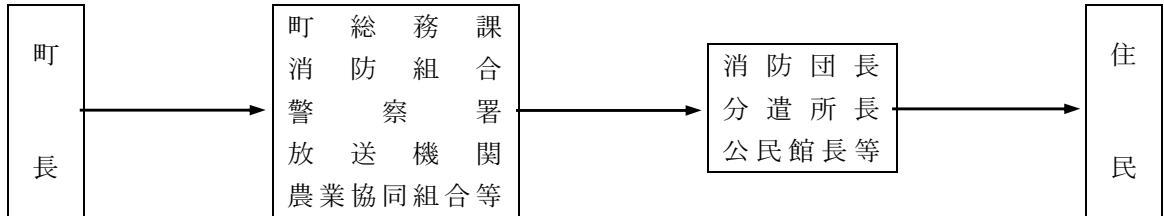
噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- (ア) 勧告・指示（緊急）より早く避難する時（住民による事前避難）
- (イ) 住民等の自主判断により、避難所に集まった場合
- (ウ) 避難が遅れる時
- (エ) 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等による障害

(3) 避難指示（緊急）の伝達要領

避難指示（緊急）の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。



(4) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- ウ 広報車（消防車等）による伝達
- エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- カ 有線放送・電話・航空機その他方法による伝達
- キ Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、一斉同報メール、コミュニティFM、ワンセグ（エリアワンセグ）、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

(5) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
準備	—	5秒 ●— ●— ●— 休止（約15秒）	1点打 ●休止 ●休止 ●
勧告	—	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 休止（約6秒）	3点打 ●—●—●休止 ●—●—●
指示	赤色	約1分 ●— ●— 休止（約5秒）	連打 ●—●—●—●—●—●—●

(6) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

(7) 報告・通報

町長は、避難指示（緊急）等を行った場合は、直ちに知事に報告する。

知事は、町長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、町長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は、直接必要

な機関に通報することができる。

- ア 鹿児島地方気象台
- イ 県教育庁
- ウ 県警察本部
- エ 自衛隊
- オ 報道機関
- カ 日本赤十字社鹿児島県支部
- キ 九州運輸局鹿児島陸運支局
- ク 九州運輸局鹿児島海運支局
- ケ 第十管区海上保安本部
- コ その他必要とする市町村

第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、町は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 被害情報の収集・連絡

被害情報の収集・連絡についての具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。なお、収集・通報する被害情報は次のとおりである。

- (1) 噴火・地震等による被害状況（被災地域・被災人員・家屋等）
- (2) 噴火後における噴石・降灰等の状況
- (3) 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- (4) 避難準備・勧告・指示等町の措置
- (5) 災害対策本部の設置状況
- (6) 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- (7) 車両・船舶・医療救援要請に関する情報
- (8) 避難誘導・輸送・救助等災害対策実施状況

2 通信手段の確保

通信手段及び具体的な施設等については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3 活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

- (1) 情報連絡体制の確立

口永良部島に噴火警報が発表されたときには、火山活動や被害状況等の情報を収集するため、災害担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

- (2) 災害警戒本部の設置

ア 口永良部島に噴火警報（火口周辺）（噴火警戒レベル3（入山規制））が発表されたときには、防災関係機関等の協力を得て被害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として「災害警戒本部」を設置するものとする。

イ 警戒本部に本部長・副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。

ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

エ 本部長は、必要に応じて、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求める。

2 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。
- ア 口永良部島に火山に関する特別警報（噴火警戒レベル4以上）が発表されたとき。
 - イ 災害が発生した際、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
 - ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。
- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法
県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法
屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法
一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法

(4) 設置場所

屋久島町役場本庁（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置）

(5) 現地調整所等の設置及び閉鎖

本部は、口永良部島で大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、口永良部島現地調整所等（以下、現地調整所等）を設置することができるものとする。設置場所は、応急活動を安全に行える場所とする。

本部長は、現地調整所等を設置した場合、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求めるとともに、必要に応じて職員を派遣して本部と現地調整所等との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。

現地調整所等は、現地の応急対策が終了した場合や全島に避難指示が出された場合に、廃止する。

現地調整所等の設置候補場所

口永良部島出張所
番屋ヶ峰避難所
金ヶ岳小中学校

3 動員配備体制

職員の動員配備基準は次表による。

火山災害時の職員参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容	
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル1が継続している状況で、口永良部島の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき ・噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課…2名 	関係機関との連携により、火山の活動状況や被害状況等の収集を行う。	
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員 	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。	
災害対策本部体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）【特別警報】/噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員 	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。 現地調整所等を設置するとともに、必要に応じて、職員を派遣し、本部と現地との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）【特別警報】/噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数各所属職員全員 	
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火等大規模な災害が発生し、全庁的に対応が必要と、本部長が判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課職員全員 	

（別記1） 企画調整課・建設課・電気課・財産管理課・農林水産課・教育総務課・福祉事務所

4 広域的応援体制

市町村相互の応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

5 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し、必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第14節「救急・救助」、第17節「緊急医療」及び第23節「医療」に準ずる。

2 消火活動

火災が発生したときは、消防団は直ちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等により避難勧告・指示（緊急）が発令された場合は避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第12節「消防活動」に準ずる。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送のための具体的な対策については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」及び第16節「緊急輸送」に準ずる。

第6 避難収容活動

避難収容活動については、概ね第2編第2章第13節「避難の勧告・指示（緊急）、誘導」及び第19節「避難所の運営」に準ずるが、災害の特殊性と離島という地理的条件により、避難発令の基準や避難所等は以下に述べるとおりである。

1 避難活動体制

- (1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命・身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

町長は、噴火警戒レベルに応じて、次のとおり防災対応を行う。

噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル5 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達。 (1966年11月の噴火) 	全島	島外避難指示（緊急）・勧告発令	/
	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。 (2015年5月の噴火前) 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達。 (2015年5月の噴火) 	全島	島内避難指示（緊急）・勧告発令	
	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生し、溶岩流が居住地域に到達。 	流下地域	島内避難指示（緊急）・勧告発令	
レベル4 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。 (1966年11月の噴火前) 	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	/
	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。 (1931年4月の噴火前) 	全島	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	

レベ ル	想定される被害 (過去事例等)	住 民 へ の 対 応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対 応	
レベル3 (入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 (2014年8月の噴火前) ・噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 (1933年12月、2014年8月の噴火) 	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	火口から概ね半径2km以内の立入禁止 南側林道口永良部線を通行止め
レベル2 (火口周辺規制)	<ul style="list-style-type: none"> ・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内)に火砕流が流下するような噴火が予想される。 (2014年8月の噴火前) ・噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内)に火砕流が流下。 (1980年9月の噴火) 	/		火口から半径1km以内(西側は2km以内)の立入禁止 南西側林道口永良部線を通行止め 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を設置
レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。 			火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会等を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・要請等を行う。
屋久島町は、連絡会等の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

(2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 住民等の自主判断により勧告・指示（緊急）より早く避難所に集まったとき。

(ア) 火山活動状況の詳細な説明を行う。

(イ) 避難継続の支援（寝具・食糧等）を講じる。

イ 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等により避難が遅れているとき。

(ア) 集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

【県】

県は、必要に応じて屋久島町及び関係各機関によって構成される「口永良部島火山防災連絡会」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は屋久島町長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

(3) 観光客等の帰宅促進

町は、口永良部島に避難準備情報を発表した場合（噴火警戒レベル 4 に引き上げられた場合など）には、島内の観光客等に火山活動が活発化している状況を伝えるとともに、必要に応じて帰宅促進を行う。

ア 宿泊施設等における呼びかけ

町災害対策本部は宿泊施設管理者等を通じて、火山活動の状況を伝達する。また、来島者の状況等を考慮し、必要に応じて宿泊者等に帰宅を呼びかける。

イ 広報等

町災害対策本部は、宿泊施設管理者や、観光協会、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）等を通じて、火山活動の状況や避難準備情報等の発表状況などを広報する。

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

(1) 島内における避難

ア 避難者の誘導方法

(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順

a 避難所への避難経路・避難方向をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。

b 避難経路を定めるにあたり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ・地すべり・土石流等）の発生のおそれのある場所はできるだけ避ける。

c 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。

d 避難経路の危険箇所には、標識表示・なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。

e 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し安全を図る。

f 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

避難経路及び避難所

集落名	避難経路	交通手段	避難所	避難港等
向江浜 前田	町道本村向江浜線～町道本村湯向線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
本村	町道本村海岸線～町道本村湯向線（又は町道本村鎌倉線～町道本村中央線～町道門ノ口線）～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
田代	林道本村線～町道本村湯向線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
寝待	林道寝待線～町道本村湯向線～林道本村線～町道本村新村線～牧道岩屋泊線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
新村	牧道新村線～町公衆用道路	車 両 徒 歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
湯向	町道湯向線	車 両 徒 歩	湯向公民館	湯向港 永迫牧場（臨時ヘリポート）

※町公衆用道路は、牧道岩屋泊線から番屋ヶ峰避難所までの区間である。

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

※町営船が入港する際は以下の点に留意する

- ・ 気象、海象の火山活動に関する情報の確認
- ・ 町営船の位置や乗客、貨物などの運行状況の把握
- ・ 乗客等の緊急の下船港の確認
- ・ 入出港の状況の把握、確認（港への噴石等の到達状況、水深）
- ・ 使用岸壁、ビット、防舷材等の係船施設の使用可否の確認
- ・ 入出港の時刻の調整、確認
- ・ 入出港作業のための陸上作業員の確保
- ・ 鹿児島運輸支局への報告

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) “はしけ”による避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、湯向港等から“はしけ”による避難を行う。なお、その際には救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く夜間照明が未整備のため、港やヘリポートまでの道は陰しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ 要配慮者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ 避難所の開設

避難者を受け入れる側の屋久島では収容人数を確認の上、施設や物資の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

島外避難所

避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館
	一般船舶	宮之浦体育館
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	一般船舶	各地区公民館

※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。

※島外（屋久島）の避難所の開設については、避難者生活や避難先の地区住民の避難所の確保等を考慮する。

(3) 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告・指示の解除にあたっては、噴火警戒レベルの引き下げや口永良部島火山防災連絡会等による検討内容を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮したうえで決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

〔宿泊施設の経営者及び運営管理者〕

常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難にあたっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。また避難路や避難所等について認知しておく必要がある。

ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難するものとする。

第7 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、多様な主体と連携し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

町は、避難所ごとに飲料水、食糧、生活関連物資の供給にあたって避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。具体的な対策については、第2編第2章第20節「食糧の供給」、第21節「給水」及び第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

第8 保健衛生、防疫、死体の処理等に関する活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、多様な主体と連携し、地域の衛生状態にも十分配慮する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。具体的な対策については、第2編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」及び第27節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これについて、町は関係機関と協力して適切な措置を講ずる。

第10 施設、設備の応急復旧活動

町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための町土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的処理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、町は関係機関と協力し迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」、第33節「ガス施設の応急対策」、第34節「上水道施設の応急対策」及び第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第11 被災者等への情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。具体的な対策については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- (2) 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- (3) 避難に関する事項
 - ア 避難の必要性
 - イ 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品
 - ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
 - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
 - ア 噴火地点
 - イ 噴火の状況
 - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
 - ア 被害区域
 - イ 人の被害状況
 - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 移動無線局の配置状況
 - ウ 医療救護班の配置状況
 - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他の必要状況

第12 二次災害の防止活動

町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等二次災害の発生するおそれがあることに十分留意して、砂防施設等により二次災害の防止に努める。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

第13 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

町は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。具体的な対策については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

2 義援金・義援物資の受入れ

具体的な受入れ方法及び配分方法等については、第2編第2章第30節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

第4節 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 復旧・復興の基本的方針の決定

町は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、県及び町が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2 迅速な原状復旧の進め方

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。具体的な復旧事業の推進計画及び事業計画の種別については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

ただし、火山災害の特殊性により以下の対策についても計画的に推進する。

(1) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、町、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

ア 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行う。
この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

イ 道路の降灰除去

(ア) 主要道路の降灰除去は、県道については県が、町道については町が行う。

(イ) 主要道路以外の道路にかかわる降灰除去は、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化・円滑化に努めるものとする。

(ウ) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要
な人員・資機材等の確保に努める。

ウ 宅地内の降灰除去

(ア) 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は町長が指定する場所に集積し、町長はこれらを収集するものとする。

(イ) 町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、自主防災組織等の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

エ 農地・山地・農産物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

(2) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認したうえで、土地利用を図る。

(3) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋め立て等に利用するなど対策を検討する。

(4) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。具体的な処理計画は、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第3 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくりの基本目標

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥石流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保。
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保。
- (3) 町基盤施設（避難路、避難場所、避難所、延焼遮断帯・防災活動の拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港など）の整備。
- (4) 防災安全街区の整備。
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備。
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進。
- (7) 耐震性貯水槽の設置等。

第4 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

町は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

第6 継続災害への対応方針

町は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

1 避難対策

町は、気象台からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策

町は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後からの将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策

町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。